

2021年4月

CPD 法人登録者 各位

プログラムの申請に関する変更点について(2021年度以降)

農業農村工学会 技術者継続教育機構

平素より CPD 活動を通じ、農業農村工学技術者の継続教育活動にご支援とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

予てよりご案内のように、当機構では CPD 制度が法令の下で活用される状況に対応し、「技術者継続教育機構業務運営細則」を定め、それに従い、2021 年度から CPD 制度の運用を一部変更いたしました。

については、プログラムの申請に関する変更点について、下記のとおりお知らせいたしますのでご理解、ご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

* () 内は細則の条項

記

1. プログラムの認定申請は実行期日の1カ月前までを厳守してください

プログラムの認定を申請しようとする者は、プログラムの実行期日の 1 カ月前までに認定申請書を機構に提出してください。

提出期限を過ぎた場合、申請の受け付けはできません。(第8条 2, 第8条 6)

2. 1カ月前までに研修内容が確定しない場合は仮申請をしてください

開催の1カ月前までに申請書の必要事項が確定しない場合には、実行期日の 1 カ月前までに予定する内容で仮申請をし、実行期日の1週間前までに確定した内容で再度申請をしてください。(第8条 4, 第8条 5)

3. プログラムの申請は Web 画面からの手続きとなります(仮申請を含む)

プログラムの認定申請は、2021年5月 10 日にリニューアルをする CPD Web システム画面のみでの受付となります(リニューアル前は従来通りエクセルファイルでご申請ください)。申請手順は4月中にホームページに掲載します「CPD 法人登録者用ガイドブック(Ver8)」をご覧ください。

4. その他の留意点

○「教育形態区分」が変更になりました。プログラム申請の際に Web 画面でご確認ください。

○プログラム申請の際に「講師名」をご記入ください。

○プログラムの審査結果は原則として申請日から 1 カ月以内に通知いたします。(第 10 条)。審査の状況は CPD Web システム画面で確認できます。

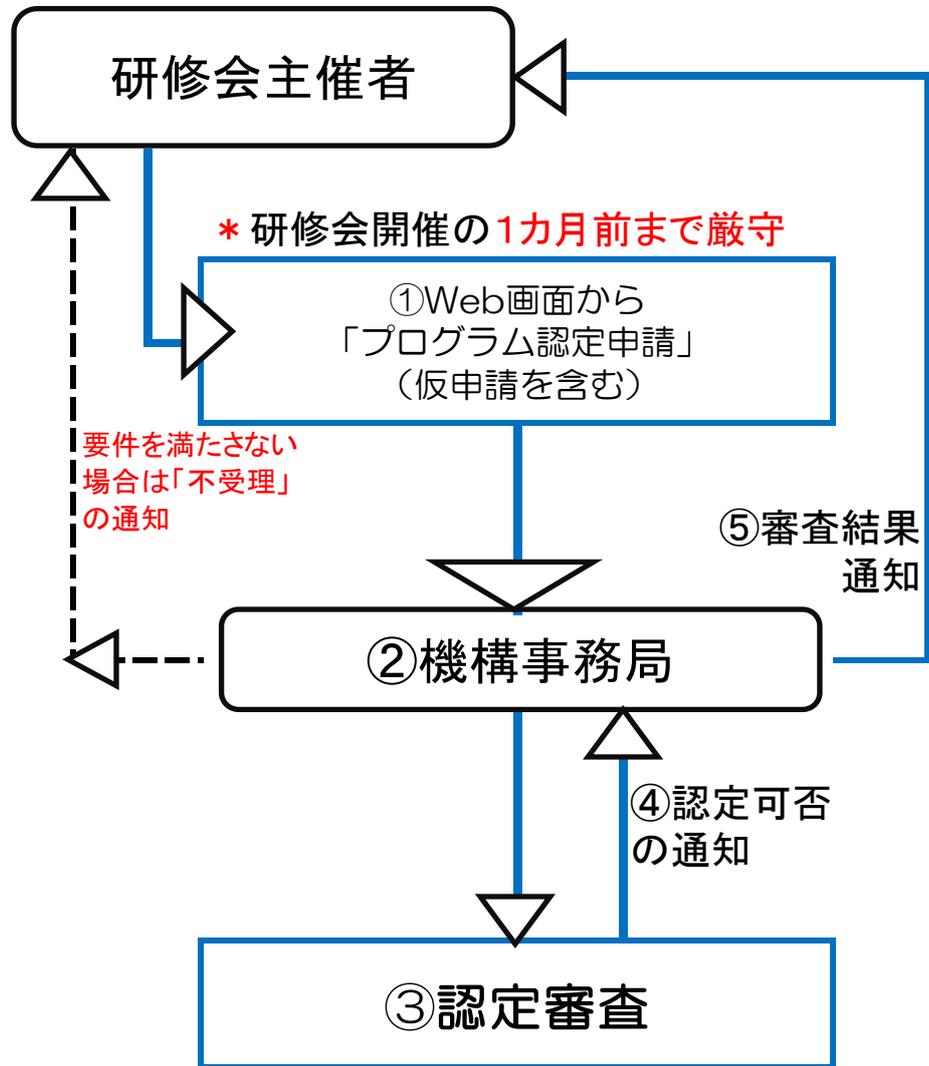
○2020年より、ライブ配信される e-ラーニング研修をプログラム認定しています。

詳しくは [http://www.jsidre.or.jp/wordpress/wp-](http://www.jsidre.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2020/07/cpd_e-learning_kubun.pdf)

[content/uploads/2020/07/cpd_e-learning_kubun.pdf](http://www.jsidre.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2020/07/cpd_e-learning_kubun.pdf) をご覧ください。

以上

Web画面による「プログラム認定申請」のフロー図



〔仮申請の場合〕

- ・「⑤審査結果通知」では、「仮認定」の可否が通知されます。
- ・本申請を受けて事務局で内容を点検し、仮申請の内容に変更がない場合は、「③認定審査」に回付せず「認定」を通知します。
- ・本申請の内容が仮申請と異なる場合には、「③認定審査」に回付して変更部分を審査し、④、⑤の手続きを行います。